

日之影町告示第9号

令和8年第1回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月12日

日之影町長 佐藤 貢

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 日之影町役場（議会議場）

○開会日に応招した議員

久保 優一君

高舘 英嗣君

小川 輝久君

一水 輝明君

河野 學君

甲斐 徳仁君

小谷 幸治君

甲斐 睦彦君

○3月5日に応招した議員

同上

○3月9日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和8年3月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第1号 日之影町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第6 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第9 同意第4号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第5号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第6号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第7号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第8号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第9号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第10号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第4号 日之影町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定
- 日程第17 議案第5号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第6号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第19 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第20 議案第8号 日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第9号 日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の全部を改正する条例
- 日程第22 議案第10号 日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改

正する条例

- 日程第23 議案第11号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について
- 日程第24 議案第12号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（鹿川地区交流センター）
- ＜令和8年度施策方針＞
- 日程第25 議案第13号 令和8年度日之影町一般会計予算
- 日程第26 議案第14号 令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第15号 令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第28 議案第16号 令和8年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第17号 令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第18号 令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第19号 令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第32 議案第20号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第33 議案第21号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第22号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第23号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第24号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第1号 日之影町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第6 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第9 同意第4号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第5号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第6号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第7号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第8号 日之影町農業委員会の委員の任命について

- 日程第14 同意第9号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第10号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第4号 日之影町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定
- 日程第17 議案第5号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第6号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第19 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁賞に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第20 議案第8号 日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第9号 日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の全部を改正する条例
- 日程第22 議案第10号 日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第23 議案第11号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について
- 日程第24 議案第12号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（鹿川地区交流セ
ンター）
＜令和8年度施策方針＞
- 日程第25 議案第13号 令和8年度日之影町一般会計予算
- 日程第26 議案第14号 令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第15号 令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第28 議案第16号 令和8年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第17号 令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第18号 令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第19号 令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第32 議案第20号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第33 議案第21号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第22号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第23号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第24号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

出席議員（8名）

1 番	久保	優一君	2 番	高舘	英嗣君
3 番	小川	輝久君	5 番	一水	輝明君
6 番	河野	學君	7 番	甲斐	徳仁君
8 番	小谷	幸治君	9 番	甲斐	睦彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係（総務課補佐） 工藤 良子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	平川 浩二君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	工藤 庄吾君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	教育次長	……………	平川 誠二君
代表監査委員	……………	富士本浩一郎君			

午前10時00分開会

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。

傍聴者の皆様におかれましては、御多用のところ傍聴においでいただき、ありがとうございます。

これから令和8年第1回日之影町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において6番河野學君、7番甲斐徳仁君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの17日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりであります。
議長報告については、先に報告書を配付していますので、これを報告といたします。
以上で、諸般の報告は終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、1月21日、宮崎市での西臼杵郡森林林業活性化協議会、県への要望活動に甲斐徳仁君、河野學君を派遣。1月29日、30日に宮崎市での全議員研修会及び視察研修に全議員を派遣。2月9日、宮崎市、延岡市、日向市での九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会表敬訪問に甲斐徳仁君、河野學君を派遣。2月16日、17日、熊本市、福岡市での西臼杵郡町村議会議長会要望活動に副議長小谷幸治君を派遣。2月20日、延岡市、日向市での九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会表敬訪問に甲斐徳仁君、河野學君を派遣。2月26日、宮崎市での西臼杵広域行政事務組合先進地視察に小川輝久君、甲斐徳仁君を派遣。議長が決定した議員派遣は、以上6件であります。

日程第5. 報告第1号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、報告第1号日之影町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定に基づき、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第1号日之影町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、

御報告いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき、日之影町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しましたので、同条第6項の規定により、議会に報告するものであります。

本計画は、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外の新たな呼吸器感染症も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会の実現を目指すことを目的に改定したもので、平時からの備えをはじめ、有事においては感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施することにより、健康被害を最小限に抑えるとともに、社会経済機能の破綻を防ぐため、全庁挙げて対応してまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） このたび改定ということですが、この大きく改定された点について伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症等の過去の発生等も含めまして、新たに計画等を作り直したところがございます。前回と比べますと、これまでの対応経験を踏まえて、より幅広い感染症対策に対応できるように改正されたところがございますけれども、主なものでいきますと、準備期や初動期、対応期、3つの段階に応じて、それぞれの段階によって取るべき対応が定められたところがございます。

また、主要な対策項目といたしましても、実施体制や情報収集はもちろんのこと、まん延防止だとかワクチン確保、必要な物資の確保、また、町民生活及び地域経済の安定に関する措置が盛り込まれるなど、前回と比べると、大きく内容がグレードアップしたような計画となっております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） この説明資料、行動計画を見ましても、微に細に穿って、細かい行動指針、対応などが書いてあるんですけども、今回の改定を踏まえて、新たにインフルエンザ等感染症が発生したときに、十分に使えるもの、この行動計画にのっとって行えば、新たな感染症が出て問題ないとは言えないのですけども、十分対応できるということによろしいでし

ようか。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） お答えいたします。

未知の感染症ということで、実際そういった事案が発生した場合には、町民の皆様に速やかに正しい情報を伝達したり、またその後、どのような対策を行うことが、町民の皆様の生命と健康、そして社会経済活動を守ることにつながるかといったところを、現時点で想定している範囲内では、網羅したような計画になっていると思っております。当然、いろんな感染症に応じて十分ではないところが、もしかしたらあるかもしれませんが、その際には、そのときに応じて適宜判断して、町民の皆様の生活を守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 全協でも質問をしたのですが、今回の行動計画の策定にあたりまして、免疫力を高めることをこの中には盛り込めなかったのかと。あくまでも国と県が作った指針に対して、日之影町独自のことも若干加えることもできたのではないかと思います、いかがでしょうか。そういったことも協議に上がらなかったのか、もともと下りてきたものに対して、それに合わせて作ったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） お答えいたします。

今回の計画は、国や県の行動指針に基づいて、市町村のどのような対策を取るのが妥当かといった、そういった計画をまとめたものでございます。当然、病気に罹患しないためには、普段から健康であることが大事でございますので、免疫力を高める部分といたしましては、町民センターが行っている各種健康づくり事業等を通じまして、町民の皆様の健康につながるような事業を実施してまいりたいと考えておりますので、今回の対策、行動計画とは別に、健康づくり計画等に沿いまして、実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 行動計画自体は、重々承知の上で申しますが、確かに保健センターとしても健康づくり教室など、いろいろ行われているのも理解はしているのですが、実際に罹患してからの行動ではなく、その前から罹患しないような仕組みづくりを取っておくと、被害も最小限に抑えられるのではないかというところでの提案です。

例えば、第2章であつたり、情報共有、そこでも保健センター所長がおっしゃったように、しっかりと健康を維持、ストレスをためないように体力をつけていきましょうなどの文言も付け加えることが可能なのかなと。同等の文言を付け加えるのであれば、5章にも重症化を防ぐために

も予防の観点からなど、日頃から健康づくりにということを付け加えようと思えば、2章、5章、7章などで、自己免疫力の維持向上、基礎体力の向上というものが付け加えられるのかなと思ったところで、あくまでも提案ですが。日頃の保健センターの活動にも含めて、取り入れていただけたらなと思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 御提案ありがとうございます。他の市町村の行動計画と、どのような計画を作られているのか、そういったものも参考にしながら、今後、また見直すタイミングというものが当然発生してまいります。どのような計画が町民の皆さまに一番伝わるのか、そういったものも十分留意しながら、情報収集、また今後の動き等に備えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 昨今、高病原性鳥インフルエンザというものが蔓延したりするわけですが、本町のブロイラー等の飼育状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

本町におけるブロイラーの飼育農家というのは、1軒だけでございまして、古園地区に1軒ございます。高千穂町と運営会社等と連携をしながら、随時予防に当たっているところでございますが、石灰等の配付も含めて、インフルエンザ予防に努めているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） それでは、17ページの町対策本部についてお伺いをいたします。

本部長、副本部長となっておりますが、特別職であり、また学校教育を担当する教育長が、副本部長、2名追加でもいいのではないかと、普通に思ったところでありますが。こういう1名、2名、副本部長の2名体制というのは、なかったのかお伺いをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 御質問にお答えいたします。

こちら、町の防災計画等を参考に作成をさせていただきました。副本部長に教育長も、2人体制としてはどうかということでございますけれども、有事の際には、柔軟に対応できるように対策を取りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） どうでもこうでもということではないのですが、いわゆる3役ですよね、特別職の3役の方でありますので、私は、しっかりと教育長が副本部長にあり、そして

学校教育担当でもあるということであれば、私は、相談、本部長、副本部長で、まずは町長、副町長が相談になるかなと思いますけれども。これは、挙げなければならないことではないのでしようけれども、私は教育長を挙げてもいいんじゃないかなと思ったのですが、そこ辺りは町長なり副町長なりに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 一水議員がおっしゃることも、重々承知しておりますが、今後、防災計画等、この本計画もですが、見直す際に、そこ辺も考慮した形で。当然、私、町長、不在のときもありますので、それを考慮すると、やはり教育長も入れたほうがいいのかというふうに、今、話を聞きながら考えたところでございますので、今後、計画等、当然改定等ありますので、そのときに考えたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告第1号は終わりました。

日程第6. 同意第1号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、同意第1号副町長の選任についてを議題とします。

ここで、当事者であります、甲斐敏弘君の退席を求めます。

〔甲斐敏弘君退席〕

○議長（甲斐 睦彦君） 本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 同意第1号副町長の選任についての提案理由を説明いたします。

副町長であります、甲斐敏弘氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、同市を引き続き副町長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） それでは、質問させていただきます。

甲斐敏弘氏の略歴を見ますと、それこそ担当各課、課長も経験しておりまして、庁舎内のことを十分熟知されている方だと思いますが、選任に至っての一番の決め手になったところは何でしょうか。お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 高館議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案書にもあると思いますが、甲斐敏弘氏におかれましては、昭和60年、最初は経済課、森林土木担当ということで、私の下で一緒に、まずは森林土木行政をして、技術的な、もともと技師でございましたので、そういったことでつながってきております。その間、その後に事務方といますか、御案内のとおり地域振興課でも勤務をし、また政策、あるいはまちづくり、地方創生、そういった総合政策的なこともやってまいりました。その後、地域振興課長、総務課長という形で、庁内の主だったといますか、そういった総合的な計画等にも携わり、また技術的にも技師でありますから、技術的な知見も大変あるということでございます。

そういう中において、やはり総合的なことも把握できることもありますけれども、今、非常に、御案内のとおり、技術職が少なく、非常に若い職員が多い、技術職、土木職は。そういう中において、やはりそういった知見のある方も必要ではないかなと。大きな災害。

そして、一番私が思っておりますのは、もう現地調査もされたと思いますけれども、二又の樫木尾に通じる地滑り、これはまだ相対的な事業費決まっておりますけれども、数億円にかかるかもしれない大きな案件になるだろうというふうに思っております。そういう中において、やはりそういったことを国、あるいは県、そういった形に対する申請、そういった経験、そういったものが今の課長以下あるわけでありまして、やっぱり相対的にどうやっていくのかということは大変重要な課題でもあるということでございますので、総合的な事務的な形の能力もある、そしてやはり技術的な大きなことに対する知見、そういったものを兼ね備えておるということにおいては、甲斐敏弘氏、ほかにはいないなということで、ぜひ彼に引き続き副町長としてやっていただきたいという思いで、御提案をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 経験上の、これまで入庁されてからの経験を踏まえた上での選任ということも十分理解したところではありますが、副町長という立場になりますと、これまで副町長も経験されてこられて、人事的なことに関しても重要なポストになってきているのかなと思います。

その点で1点、改めてお伺いしたいということがございますが、議会事務局、職員におきましても、あくまでも本庁舎内の職員でございますので、そういったときに副町長として、選任に当たる前にしっかりと議長なり、相談ができる方なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 当然、私も副町長経験がございますし、そういった形の中で議長等には

お話をしてきたなと私は思っておりますし、最終的なことについては私が議長と相談をすることになるのかと思いますけれども、その前段として副町長あるいは議長さん等々で内々にお話をすることは当然のことではないかなと思いますし、彼は私以上にできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質問させていただきますけれども、今回の人事案件、私も長いことやらせていただいております、副町長で4名になりますか、付き合いをさせていただいておりますけれども。本町は指定管理制度等々で、町長、副町長の充て職を担う部分というのが大変多いわけなんです。これはもちろん仕方のないことかもしれませんが、無給で充て職を預かるという状況でもあります。

何が言いたいと言いますのは、副町長になれば、当然指定管理関係であれば、町長に次ぐポストということでありますので、そういう重職になっておられますが。ずっと議会の中でもいろいろ議論してきた経緯の中で、副町長の立つ位置として、副町長の答弁として、私どもはずっと聞いてきた経緯がございました。そういう経緯がある中で、なかなか経過報告なり、状況報告なり、情報共有というのは、非常に私は少ないなと。正直、これはできる状況ではないので少ないのか、そこは分かりませんが。やはり副町長を預かる以上は、議会との情報共有をしっかりとやっていくというのが一番のポイントになるのかなと、そういうふうな認識は、私は持っております。人間的にも性格的にも、非常に私は評価はしております、現副町長は。ただ、一番は議会との連携をしっかりと、町長に代わる職でありますので、そこを今後もやっていただきたいと。

本人に聞くのが一番いいんですけれども、本人は退席しておりますので、そこら辺りを町長はどういうふうに受け止めますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 私も副町長を7年ぐらいやりましたけれども、私ができておったかというのはちょっと疑問もあるわけでありまして。今、甲斐議員がおっしゃったこと、十分大事なことだなというふうにも認識をいたしております。と言いますが、私もいろんな役関係で、不在であります。そういった中において、やはり副町長の立ち位置というか重要性というのは私、認識をしておりますし、そういった意味で、彼なら相対的なことが、事務的なことも技術的なことも、いざ何か火急なことがあっても対応できるというふうに認識をいたしておりますので、そのような形をとっております。

多分、副町長は私以上にそういった気配りができる男というふうに思っておりますけれども、まだまだ遠慮しながらやっているのかなということでもありますから、本日いただきました御意見

等については、また私のほうからでもお話をさせていただいて、連携、大事なことというのは十分認識をいたしておりますので、そのような形で努力していただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第82条の規定により、投票による採決とし、投票は無記名投票によることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（甲斐 睦彦君） ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高館英嗣君、小川輝久君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱空の点検〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載願います。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、日之影町議会会議規則84条の規定により、否とみなします。

それでは、1番議員から順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（甲斐 睦彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。高舘英嗣君、小川輝久君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数7票のうち、有効投票7票、無効投票0票。

有効投票7票のうち、賛成7票、反対0票であります。以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第1号副町長の選任については、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開けます。

〔議場開鎖〕

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐敏弘君の入場を許可します。

〔甲斐敏弘君入場〕

○議長（甲斐 睦彦君） ただいま、甲斐敏弘君の副町長選任について同意いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定により報告いたします。

甲斐敏弘君に御挨拶をお願いいたします。

○副町長（甲斐 敏弘君） まずは、選任に同意いただきましてありがとうございます。今まで約4年間、町民の福祉の向上のために、町長のもとにやってきたつもりでございますが、まだまだ足りない部分が多々あるかと思えます。これからも、町民の福祉の向上、また持続可能な日之影町になりますように、微力ではございますが、頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも変わらぬ御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程第7. 同意第2号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第7、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります平田武利氏が、令和8年3月10日をもって任期満了となります。つきましては、同氏を引き続き、委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。

日程第7、同意第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 同意第3号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、同意第3号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 同意第3号日之影町農業委員会委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、先の選考委員会で選任されました黒田久仁子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） それでは質問させていただきます。

女性の方の任命ということで非常にありがたいことかなと思うんですが、引き受けていただくにあたりまして、心よく引き受けていただいたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

現役の当地区の委員さんも女性の方でございまして、女性の方から女性の方ということで、当

地区につきましては、現役の委員さんが一生懸命頑張っていただいて、選任に動いていただき、心よく御承認をいただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質問させていただきますけれども、今回女性から女性ということで、女性の充足率というのは担保されたということだろうと思いますけれども。農業委員さん8名は議会の選任同意ということになっておりますけれども、この8名のいわゆる女性の比率、とにかく女性登用というのを国はしきりに言うわけでありまして、この数字というものが4人になれば50%になるわけですが、単純計算で。目指すところは、担当課としてはどこ辺の数値を置きますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

国の方の方針というか目標としましては、農業委員の中の女性農業委員の数が30%以上を目標にしようということで、現在動いているところでございます。今回の改正によりまして、農業委員8名中3名が女性ということになりますので、37.5%ということで、十分国の目標というのは充足しているという状況でございます。

ただ、全国的に見てみますと、農業委員会の活動、女性農業委員さんが本当に増えてきている状況でございまして、そういったところの活動が非常に活発になってきているというお話を伺っております。ですので、男性がうんぬんということではもちろんないんですけれども、そういった女性の力というもの、大変大きなものがございまして、今後も可能な限り女性農業委員、推進委員の方と一緒に活動していければいいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 本町においてはもう1人頑張っていただいて、50%ぐらいになっていくといいのかなと。それはあくまでも私の感想ですけれども。やっぱり女性が輝く組織というのは、もう端から見て非常にいいんです、好印象で。そういう体制を本町から発信をする。もう1人で50%という数値が出るわけでありまして、ぜひ今はもちろん議会もそうですけれども、女性の活躍する場の提起をやれる組織からやっていっていただきたいなと。そういうふうに思っておりますので、ひとつ、新しい人材の掘り起こしも含めて、女性の活躍する組織であってほしいというふうに願って質問させていただきますので。答弁は今ありましたから結構ですけれども、そういう方針をしっかりと作っていただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁はいらないということですが、ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） 初めての任命ということで、なかなかすぐに農業委員としての活動はやりにくいのかなと思いますが、近隣市町村に比べまして、本町の農業委員会は活躍しやすいような取組がなされていると、私は前回、農業委員担当の職員の説明で聞きました。本町独自で農業委員の活動に関して尽力しているというところがあれば、農林振興課長、お答えいただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 本町は農業委員さん８名、農地利用最適化推進委員さん８名ということで１６名で活動しておりますが、国においては、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんは明確に区分けがなされております。両者とも、地域農業の振興とか、農地の適正利用等を目的として活動するものでございますが、農業委員につきましては、定義のところで言えば、市町村に設置されております農業委員会の委員として市町村長が議会の同意を得て任命するものということでございまして、農地法に基づく農地の売買、それから貸借の許可、農地転用案件の審査、そういったところ、法令に基づきまして、議決権を有して、意思決定を担う立場にあるということでございます。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱をするものでございまして、基本的には議決権を有していないというわけでございます。ただ、農地の利用集積とか集約化、遊休農地の発生防止とか、新規就農者の支援、そういったところに至るまで、いわゆる農地の最適化の推進というものを担う役割を果たしております。

ただ、国はそのようなすみ分けをしておりますけれども、本町におきましては、両委員とも同じように管轄をする地域を持ちながら、それぞれが全く、両委員とも全く同じ活動をしていただいております。現在もそのやり方でうまく機能しておりますので、非常にいい形での農業委員会の運用ができていないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第８１条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第８、同意第３号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 同意第4号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、同意第4号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第4号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました甲斐幹男氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この方の略歴が議案書についておりますけれども、報酬等審議委員会もたしか会長か委員長かではなかったかと記憶しておりますけれども、これは別に理由があって掲載をされなかったわけではないだろうと思いますけれども、その照会はなくてよかったんでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 報酬等審議会の座長といいますか、そういった役職にあられたということは、私のほうも存じ上げているんですけれども、この略歴につきましては、本人からの申出によって記載をしておりますので、ここからは記載をされていない状況でございますけれども、そういった照会をしながら、その略歴というのは載せるべきだったかなというふうな認識もしているところです。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 報酬等審議委員会条例は、本町の条例で定めてあるものでありますので、やっぱりこれは公式な公職と非常勤の特別職のものであるので、記載する必要は私は十

分あってしかるべきというふうに思っておりますが、そこらあたり、再度見解をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 甲斐議員がおっしゃるように、そのようなお立場であり、大変大きな案件を審議するところでございますので、今回この略歴には掲載すべき略歴だったものというふうに私も思っているところです。記載漏れがありましたこと、申し訳ありませんでした。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 人事案件でありますので、やっぱりこれは総務課長も含め、副町長も含め、町長も含めて、しっかり目通しをしておく必要があるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃるとおりでございますが、報酬等審議委員会条例、ちょっと持ってはしないんですが、任期が確定した任期ではなくて、諮問を受けて答申をするまでのたしか任期だったと私は認識しております。そういうものもありまして今回記載が漏れたという理由にはなりません、そういう、いわゆる年が決まって3年スパンとか4年スパンとかいう任期ではございませんので、そういう意味でちょっと記載してなかった、漏れたということでございますが、今後十分気をつけていきたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第9、同意第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 同意第5号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、同意第5号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第5号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました工藤昭一氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第10、同意第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 同意第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、同意第6号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第6号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明

いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました矢通広信氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第11、同意第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12、同意第7号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、同意第7号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第7号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました佐藤陽子氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第12、同意第7号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 同意第8号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第13、同意第8号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第8号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました山本英二氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

この採決は起立によって行います。日程第13、同意第8号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 同意第9号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第14、同意第9号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第9号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました松本貴美子氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第14、同意第9号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15、同意第10号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第15、同意第10号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第10号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和8年7月19日に任期満了を迎えます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました今村浩二三氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第15、同意第10号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、11時20分より再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

.....

日程第16、議案第4号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第16、議案第4号日之影町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第4号日之影町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を説明いたします。

子ども・子育てに対する支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、内閣府令で定める基準に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） それでは、改めて確認をさせていただきますが、今回の条例制定に当たりまして、対象園になるところとの協議は十分に進んでいるのか。もしくは対象事業所が負担になることはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

対象事業所につきましては、町内の2保育園をお願いをしたいと考えております。これまで事前に保育園様と協議を進めてきております。今回の事業を実施していただくに当たりまして、かなりの書類の作成とかボリュームが出てきておりますが、御協力をいただいております。令和8年4月からの開始に向けて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それではお尋ねしたいと思いますが、この運営に関する基準ですね。その中の項目にあります応諾拒否、正当な理由がある場合は除くということになっておるようですけれども、応諾拒否の禁止という文言が非常に分かりづらいんですが、具体例みたいなものがあればお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

正当な理由がある場合は除くというような文言でございますが、それは、人のうわさ等でこういう状態にあるということだけで拒否をする。実際にしっかり面接等を行って、事業所側でしっかりと判断をする前に拒否をしてしまう、こういうのが一例になるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第5号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第17、議案第5号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第5号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

町長、副町長及び教育長の給与については、令和6年9月4日に日之影町特別職報酬等審議会

に諮問し、審議していただき、令和7年12月17日に答申がなされました。今回の改正は、答申に基づき、町長、副町長及び教育長に係る給料月額を改正し、令和8年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今回の答申に当たって、私、何度も資料を読み返したところですが、本来であれば、答申に合わせて、もうちょっと、報酬等審議会の議事録なんかを審議の資料として頂きたいところでありましたが、今回答申が出てきたということは、私は、議会議員になってから初めてなのですが、今まではずっと審議会の議事録の添付などは行われなかったのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 私も総務課に来て初めての答申となりますが、今までの資料を見る限り、そういった議事録がついているということはなかったというふうに承知しております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 私、近隣市町村及び全国いろいろ調べてみたんですけれども、議事録があるところもある、そして公開されているところもある。公開されているから私が読むことができたわけなんですけれども。

今回、答申というのは非常に重く受け止めているところなので、審議する内容として、議事録を、今回は間に合わないところですが、今後は議事録をぜひ添付いただきたいと思いますところですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 委員の方々のご意見をいただきながらの審議になります。そういった中で、審議に影響がないということであるかどうかというのは判断つきませんので、委員の皆様方の承諾をもって、また検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきたいと思いますが、今回の給与アップにつきましては、参考資料として先般頂いておりますけれども、町長がちょうど県の平均、町長・副町長は17町村の平均額ですね。まさしく金額が平均値ということで出ておりますけれども、議会のほうが若干平均を上回るというような状況でもあります。

町長、自身の今回のこの金額におけるものを諮問して答申を受けたわけですが、この金額そのものはどういうふうに思われますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをしたいというふうに思います。

諮問につきましては、日之影町特別職の報酬等の額について貴審議会の意見を求めますのみで諮問書を渡しております。

そして、委員の方々が計7回ほど資料を要求されて、県内の状況、あるいは近隣町村の状況、また、後ほどありますけれども、議会が決議された意見書等々、そういったものを踏まえながら、全体的な中で御判断をいただき、その中で、この答申書にもありますけれども、県内町村から、状況からすると、著しく低い額ではないが、県内町村の中でも低い金額であるという形の中で、最低でも県内平均額以上に引き上げることが妥当と考えるというような御意見をいただきましたので、私は、これを尊重して提案をさせていただいているということでございます。

そういう中において、以前、長年にわたってあった額について、安いとか高いとか、そう思ったこともございませんでしたので、今回は、あくまでも審議会の皆さんが、この経済状況とか、そういったものを踏まえながら御判断いただいたということで、引上げ答申ということについては本当に、ありがたいと言っていいのかどうか分かりませんが、慎重審議していただいたんだなという思いでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 結果的には、これで、やっと県内平均というところに来たということですが、私は、ずっとサラリーマンを経験してきた経緯がありますので、自分の報酬といいますが、給与というのは、やっぱり一つのステータスなんですよ。頑張った人が報われる。頑張らなければ報われない。そういう中でずっとサラリーとしてやってきた経緯がございました。

本町のような広大な面積、そして、仕事量、当初予算、決算、見ていきますと、なかなか大変ですよ。それが町民の皆さん方に分かってほしいといっても、なかなか測る物差しはないので難しいんですよ。

でも、一番の自分の気持ちの置きどころというのは、やっぱり報酬であったり給与であったりというもののしか見いだせるものはない。そういうふうに実は思っておりまして、私は、報酬等審議会が出されたこの答申は、それをどうこうというものではないんですけれども、本町にあっては、まだこれでも私は安いかなと、正直そういうふうな思いをいたしております。

ですから、ラスにも常にこだわっているのは、どれだけの仕事量がそれぞれの職員の中にある

のかということを含めて、やっぱりそこが一番の着眼点、選択肢の中の最優先のところだろうと、ほかになかなか評価ができるというのはないんですよ。だから、そこを非常にこだわるということであります。

それから、2月24日、議会運営委員会の中で説明をいただいたときに、今朝も説明があったんですけども、私はあのとき、誰がつくったんですかというお尋ねをいたしました。担当がつくったということでありました。後に、軌道修正で今朝、提案理由、概要の一部変更を総務課長のほうから提示をされましたけれども。

つくった段階、せめて議会運営委員会等、あるいは議会の初日以前に提案理由をやっぱり、行政幹部しっかり、特に自分たちのことでもありますので、やっぱり目通しをする必要はなかったかと、私はそういうふうに思っておりますが、これは、先ほど選任された副町長にぜひお答えいただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） その件につきましては、私のほうで最終チェックはします。ただ、説明と同時に私はいただいて、これおかしいじゃろうということで、担当のほうと協議をしている間に、総務課長が議運で説明をしていたということでございます。これは間違いない事実。

本来ですと、その前に見せてほしかったなという話は、私はしたところです。これじゃ取り返しつかんじゃろうという話はさせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 議会の初日の朝に、本会議の始まる30分前に、その変更された日には、もちろん致し方ない部分はあったのは分かるんですよ。分かりますけれども、事が事だけに、それはしっかり十分に目通しをして、そして、首長にも恥をかかせないようにする。それが幹部職員の役割だと思うんですよ。

でも、最終的には首長の責任につながっていくということになるわけでもありますので、やっぱり、もう少しそこあたりはですよ。先ほども人事案件のときに申し上げさせていただきましたけれども、幹部職員との情報共有と議会とのセッションをしっかりやらないと、あらしもうたがちゅうようなことじゃどうしようもないんですよ。取り返しがつかなくなってしまうので、そこをしっかり、選任をされましたので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

この報酬等については、町長のコメントなり答弁なりをいただきましたが、今後はこういうことのないようにひとつお願いを申し上げまして、質疑ではありませんけれども、そういうことがあってはならないということを肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） おっしゃられること重々承知いたしております。そういうことを言ったら終わりというか、いわゆる言ったことは、訂正は本当はできない話なので、今後このようなことがないように、チェック、また、連絡調整はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

日程第18、議案第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第18、議案第6号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第6号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

日之影町議会の議員の議員報酬については、令和6年9月4日に日之影町特別職報酬等審議会に諮問し、審議していただき、令和7年12月17日に答申がなされました。今回の改正は、答申に基づき、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に係る議員報酬月額を改正し、令和8年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。高舘英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） それでは質問させていただきますが、もともと２年前ぐらいから決議文も出して、４７％を目指すというところの全国議長会と県の町村議会でも決議文を提出したところで、非常に上げていただくことはありがたいなと、成り手不足解消にもつながるのかなという思いがありますが。

２年前、議長選を議長と戦ったときに、質問が私にだけ集中してしまったということもあって、恐らく反対の方も多かったのだろうということも踏まえて、今回どういう判断に至るのかなというのは見守りたいところではございますが。

正直なところ、私としては、一般議員とか、そっちの、全員協議会のときにも言いましたが、そのベースを上げてあげることが、恐らく今回の議長会とかの決議文の内容だったのかなというのが正直なところあります。なので、実際その辺りまでしっかりと議論がされたのかということをお伺いしたいと思います。

議長職も上げないといけなくなった理由、それだったら議長職を上げる分を一般議員、もしくは役がついている議員の報酬を上げるべきではないかという、そういった議論があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 審議会におきましての議論につきましては、審議会の中でいろいろな案といいますか、数字を出しながら検討してまいりました。

その中で、基本的に議員の方、一般議員の方、委員長の方、副議長、議長という形で、最終的には皆さん、金額をある一定の数字で上げるところで落ち着いてきたというところがありまして、その過程の中で、それぞれというのはなかなか審議はなされなかったんですが、全体的に率の改善等も含めて検討がなされていったというような内容になっていきます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） この報酬等審議会は、まだまだ今回の改定によっても、当時の決議文か、４７％を目指すとありましたが、そこまではまだ行きませんので、今後この報酬等審議会はどのような取扱いをしていくかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） それこそ議決もいただいた、その４７％を目指すというのは、当然、町長も当時答弁をされて、議決を尊重して、今回諮問をして、内容については審議会のほうでお任せしますが、諮問するということでございます。

今後も、最低年に１回は、今こういう状況ですが、議決をして４７％がありますがということで、諮問は最低年に１回は行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） あくまでも町長が諮問するということですが、町長も同じ考えでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、今回このような流れで御提案を申し上げてきたというのは、若干時間もかかって申し訳なかったですけど、やはり決議を、全国の町村議会議長会、また県、またそれに準じて、日之影町議会、決議をしたということを、私自身は大変、自分なりには重く思っております。

そういう中において、成り手不足解消も一つの要因にもなるという話も十分理解をしておりますし、人事院勧告等で職員等々の給与等のアップも認めてきていただいております。それに付随して、外郭団体、人勤に準じた形で引き上げてきた町内の組織もあります。

そして、最低賃金等も上がってきておるそういう中において、長年にわたって、議員報酬等々については据置きというか、そういう形の中でやっております。

そして、国においては今、国全体において賃上げをした中で、それをどうやって地域に波及していくのかというのが政府の大きな方針、それに基づいて、国の地方財政対策等々も増やしていくという流れの中において、やはりそういったことを考えないかなと。

そういう中において、まだまだ農業とか経済状況、この日之影町における経済状況、そういったことを踏まえながら考えていくことが大事だなという思いがありましたので、これは当然そういったことを私自身考えて諮問をしますと、そして、この議員報酬等についての決議47%を目指すということについては、十分私なりには考えてきて、こういう対応を取ってきたつもりであります。

しかしながら、審議会の中については、私は一貫して一言も言うまいというふうに思いました。というのは、やはり、誰かがそういったことを言ったら、そういう流れになってしまうのかなという思いがありましたので、私はあえて何も。ですから、先ほど失礼がありましたけど、私は、その辺りも知らなくてはいけなかったかもしれませんが、断じてこのことについては何ら言っておりません。

そういう中において答申がありました。議長さんについては大分近づけてあるなという思いがありましたけれども、今、高館議員がおっしゃったように、議員さんについてはまだまだだなという思いがあります。

そういうことに踏まえまして、今、副町長が申し上げましたとおり、年1回、こういう状況です。経済状況も含めてこういう状況ですという形で、報酬審議会の方々には状況を知っていただ

きたいと、そういうことはやらないかなというふうに思います。

そして、その中において、この決議にもありますけれども、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていくという決議もあります。そういったことをするためには、やはり住民の代表というか、審議会の方々に今の日之影町の状況を踏まえながら説明をして、こういう決議が続いておりますということでもありますから。

私も年1回こういうお話ししながら、どういう判断をされるかというのも私、担保できませんけれども、そういう形で、そういう中で、今、高館議員が御意見等言われましたように、議員のほうで本来はそうじゃないかという意見も、これは一つだろうというふうに思いますので、そういうことをまた申し上げながら、意見を聞いていけばいいのかなと。

そして、おのずとその中での判断をいただくという流れにしていけたらいいのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連です。年一度状況を知らせるということで、報酬等審議委員会が年1回やられるということで、今後、私は、やはり令和5年12月議会でもありましたけれども、人事院勧告による特別職の報酬等引上げにも関わってくると思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 期末手当とか、そういうことですね。人勧絡みですね。その時期の前あたりにもそういうのをやることは何らやぶさかでもないし、御意見を聞いて、やめろと言われればやめればいいわけですから、マッチしていないということであればですね。

だから、そういうことは、特別職報酬審議会は町長とか議会の皆さん方とかということを主ですけれども、やはり職員とかあるいは各種委員とか、そういった経済状況でも、答申をもらわなくても、お話をして御意見を聞くことは何ら問題ないと思いますので、いろんなことをやるんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） すみません。質疑の仕方が悪かったんですけど、人事院勧告によって特別職の報酬等の引上げが、私は、報酬等審議会に重きを置いてくださるなら、適当ではないのではないかなということで悩んでおったところなんですけれども、これ、全国各市町村等々調べておりますと、昔の資料なんですけれども、特別職の報酬等についてという一つの通知文が見当たりました。

昭和48年12月10日、自治省行政局公務員部長通知。

本文は、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用する向きが見受けられる。ここまではあれなんですけど、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意すること。というのがありました。

なので、今回、報酬等審議会から答申があった。今後も状況を伝えるだけでも開いていくというのならば、報酬等審議会に重きを置く意味合いも込めて、特別職については人勧との連動を避けるべきではないかという考えなんですけど、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） まず1点、昭和48年通知が現在いきておるのかどうかというのが、まず疑問があります。

人勧等については、一般職においては、国の人勧に準じて地方団体をやるというような流れが来ております。その中において、特別職においては、国の指定職以上の方々の人事院勧告、それに基づいて地方公共団体についての特別職については準じると、期末手当等については準じるとというような流れで今日までできております。

そういう中において、それを認めるのは、条例で出した中で議会の判断という形になっておりますので、それが現在までの形でありますけれども。

ですから、久保議員がおっしゃるように、それを特別職報酬等審議会の諮問というか、そこまで、引上げに、こういう報酬、現在額の引上げ等については諮問を今までしておりますけれども、ただ、そういう中において、先ほど答弁しましたように、人勧前にこういう形でありますよという御意見を求めるとか、そういう流れについては、やることも問題ないのかなというふうに思いますし。

久保議員がおっしゃるように、その中に明文化するとか、そういう形については今後検討するなり、他自治体がどのように捉えているのかというのを、法的な面も含めて研究していくことは必要かなというふうに、今お話を伺いながら考えたところであります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） 一応、確認までにお伺いしますが、議員報酬も地方交付税で措置があると思うんですけど、本町においては１人当たり大体幾らぐらいの交付税措置があるのか、分かればお伺いしたいと思います。全国的なのだったら３１万円何ぼだったんですけど、多分、各町村によって交付されている額というのは変わってくると思うので。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） ただいま資料を持ち合わせておらず、細かい数字は分かりませんので、また後でお知らせしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第１８、議案第６号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第１９．議案第７号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第１９、議案第７号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第７号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

日之影町特別職の報酬等については、日之影町特別職報酬等審議会の答申に併せて特別職の職員で非常勤のものの報酬についても意見が付され、見直しを行うものであります。今回の改正は、答申に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬を改正し、令和８年４月１日から施行するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬等についてお伺いをいたしますが、報酬等審議会の答申が出まして、各委員の皆さん方には答申があったことを先に報告されたのか、それとも、この議決が終わった後に報告されるものかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） ただいま条例で提出して審議いただいておりますので、まだ金額等を確定していないと判断しておりますので、まだ皆様方には御報告しておりません。条例として成立した後に、また改めて周知したいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） 執行部のほうからもありましたけれども、答申された分については公表、議会では広報には出さないということになっていたんですが、義務があるので報告しないでよかったのかなとちょっと疑問に思ったところですが、そこは問題なかったでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 改めまして、また町民の皆さんには周知したいと思いますので、そうしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） それではお尋ねしたいと思いますが、今回、答申書の別紙ということで、一枚紙ですね。項目別の特別職、それぞれ出ておりますけれども、行政特別職の給与、それから議員の報酬等については、一覧表で、自分たちの町の報酬の水準というのが一目瞭然で分かりますけれども。

今、議案の特別職関係、今回、可決を見たときに、近隣町村と比較したときの、近隣市町村、県内の状況と比較したときに、どこ辺のポジションにあるのか、そこら辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 特別職員で非常勤のものの報酬につきましては、各、他の市町村との比較をしておりませんので、資料を持ち合わせていないのが現状であります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） 比較をしていない。あれだけ行政三役と議会は、県下を比較して

おきながら、これは比較をしていない。そこはちょっと私、意味がよく理解はできないんですが、比較をせずして、今回のアップの根拠と基準は何ですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 審議会の中におきまして、議員の皆様方の上昇率といいますか、改善率といいますか、その率をもって、現在の報酬との比較を行いまして改定し、その金額という形で答申いただいたという形でございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 答申を受けた時点で、正式にいつ受けたか記憶がございませんけれども、恐らく去年の末から年明けの早い時期だったんだろうと思いますが、その後に、所管課として近隣町村ぐらい調べる時間はゆっくりあったと思うんですよね、参考のために。いつも本会議で聞かれるじゃないですか、近隣町村との比較はどうですかと、そこ辺の想定はなかったんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 申し訳ありません。想定をしておりましたので、比較をしておりました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 答申を見たのは、答申が出て、それは当然、町長も副町長もその内容は同時に見たと思いますが、その見た時点で、そこまで町長として、副町長として、助言なりアドバイスなりはしなかったということではないんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） おっしゃるとおりで、いかんとも答えがし難いんですが、本来そこは必要だったのかなというふうに今反省してございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 先ほど来、町長のほうから、年1回、報酬等審議委員会を開くというような答弁がありました。

私が一番思うのは、報酬等審議委員会の中に、やっぱりこういう情報提供ですよ。県下の状況。例えば議会とか行政は、既に議会だよりであったり、町の広報であったりするから、情報は入手できますけれども、こういった非常勤の特別職なんていうのは、非常に、本人たちも分からないと思うんですよ。なられておられる委員の方が、その金額は妥当なのかどうなのか、近隣と比較してどうなんだというのが全く見えない。

そういうことなので、やっぱりそういうのを全てリサーチされて、資料提供として特別職の報酬等審議委員会を開催したときに、資料提供で、県下の状況、本町の状況、そこ辺りはしっかり1年に1回やっていただく。やっぱりそれは必要じゃないかなと思うんですよ。

じゃないと、いろんな委員の人たちは出られることが多い、ほかの町村と一緒にって行動されるパターンがある。そのときには、そういう話になったときに、基準が全く見えない、分からないというのは、今の時代どうかなと思うんですよ。

だから、やっぱりこういうやつはリサーチをして、しっかりやっていただきたいな、そういうふうに思いますし、これは全国町村会、あるいは全国町村議長会、事務局に問い合わせれば一発回答で出るとは思いますけれども、以前から言うように、やっぱり必要であろうがなかろうが、議会との意見交換の場を提供すると、それ、上げるための意見交換会じゃなくてですよ。

今の現状、実情、今後の状況を踏まえたそういう意見交換会の場を設けるということも、やっぱり明文化していく必要があるかな、そういうふうに思っておりますので、そのことについて御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 非常勤の職員の方々の資料等については、本当仰せのとおりで、何らこれに対して、また調べて報告をさせますので、御了解いただきたいというふうに思います。

意見交換については、やはり、私がそうしますという形ではありませんので、これについては審議会の方々にもまた御意見伺いながら、必要であれば、何ら、審議会には、必要であると認めるときには意見を求めるとか、そういったことが外部等あるわけでありますから、そういったものを使って、議会の現状を聞かれるとか、そういう形の中でやればいいことであって。

先般の議会でも、甲斐議員もおっしゃったと思いますけど、なかなかこういう審議会の審議する中において、議会側の報酬を上げる、首長の報酬を上げる、そういう中において意見交換というのは、非常にその辺りはある程度ちゃんとしとかんと、逆に言えば、お前たちはその中でという、ですから私は全然ノータッチできたつもりでありますので、そういうことを踏まえながら、意見を求めるという形は何ら可能であるわけでありますが、そんな中で考えていくことは大事なかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） しつこいようですが、意見交換をするのにも、やはり議事録が事前にあつたら、ここが足りない、この辺が話し合われていないというところ、この点が話し合われてたというところもあるんですよ。

直接報酬等審議議会ではありませんが、費用弁償の一覧の中に、各種委員というものがありま

す。これも当然公費を支出して会議などを開かれているわけですから、私、以前も提案いたしました、とにかく公費を使った会議は、議会側に渡す渡さなくても、議事録はきっちりと取って、そして保管しておいていただきたい。

もしも、例えば議案とか予算で賛否の分かれるものが上がってきたときに、そのときに審議する材料として議事録が欲しいということですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） さっきもお答えしたとおり、報酬等審議会って独立した機関であるわけですから、私がそこで議事録を今出しますとか、そういうことは言えないじゃないですか。ですから、御意見は伺って、条例で皆さんが認めた組織をつくっちゃうわけですから、その会長もおられるわけですから、委員もおられる。その中で、いいですよ、出しましょうって言えば、それは出せばいいわけです。

私に出せって言ったって、それは、はい分かりましたって言えないじゃないですか。それ何回も言えるわけですね。その辺りは分かってもらわんと、久保議員なら分かると思いますけど、私はそう思っているわけです。

何ら、いいと言え、出されればいいわけですよ。ただ、それは向こうの判断ですね。私はそう思いますので、その辺りは、今日そういう御意見があったということは、また会長なり、そういう意見は合議制の中でやっておることだろうと思いますので、その辺は御理解いただくと、私に何度も出せと言われたところで、私は出せませんので、お願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 報酬等審議会は、しつこいようですがと、踏んだのは、今回、その意図は、各種委員で催される会議についての議事録を頂きたいという点なんです、もう一度伺いたいします。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 様々な会議があります。当然、議事録も全て取っております。それを出す出さんというのは、ここでいろいろ水かけしても仕方ないので、それについては、担当課、担当職員と協議しながら、その組織で、やっぱり組織の主体性もありますので、そこで判断をしていただくのが筋かなというふうに思っているところでございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第19、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをしたいと思います。暫時休憩取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

13時10分からよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 13時10分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午後0時11分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

.....

日程第20、議案第8号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第20、議案第8号日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第8号日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年能登半島地震や近年の豪雨災害など、甚大化する自然災害の現地での業務を行うに際し、国においては災害応急作業等手当の支給対象の一部改正が行われましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある現場において行う巡回監視、災害調査、応急作業、災害警備、遭難救助またはこれらに相当する作業に従事する職員の特殊勤務手当を新たに定め、令和8年4月1日から適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） それでは質疑させていただきます。

これは新たな改正ということですが、令和７年度中でいいんですけども、この特殊勤務手当に相当するような事案があったのか、なかったのか伺いたいします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） この特殊勤務手当におけます令和７年度に関しましては、該当する事案は発生しておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） それでは発生していないということで、この特殊手当が発生する可能性がありそうなもので、具体的といってはあれですけど、想定して１つの事例を挙げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） この条文案の中に、巡回監視、災害調査、応急作業、災害警備、避難救助という具体的な文言がございますが、例えば巡回に当たりましては、日之影地区にあります河川における水門の管理で開け閉めが生じた場合とか、災害調査におきましたら、もちろん職員が災害調査を回る部分もありますし、被災を受けた家屋調査などもございます。

ほかにも、警備の部分につきましては、避難所の運営等にもこの特殊勤務手当に該当するというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。日程第２０、議案第８号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1. 議案第 9 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 2 1、議案第 9 号日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第 9 号日之影町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。国の子ども・子育て支援制度創設により、国の基準に基づき本町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を平成 2 6 年に制定しておりますが、国の定める基準に準拠する形式の条例に改めるため、条例の全部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。日程第 2 1、議案第 9 号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 1 0 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 2 2、議案第 1 0 号日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第 1 0 号日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、宮水崎の原住宅において入居者から譲渡の申出があったことに伴い譲渡手続を

行うため、日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の別表から当該住宅を削除するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、全員協議会でもいろいろ説明を受けたところでありましたが、直近のこの一帯の坪単価、大体どれくらいするものですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。周りの坪単価といえますか、今回不動産鑑定を入れておりますので、その土地の評価に対して申しますと、平米当たり3,170円程度というふうになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 当該家屋は築何年経過しているんじゃないですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 当該家屋は平成9年度に建設されておりまして、現在で28年たっていると、3月末で28年ということになります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） この件が譲渡が終わりましたら、本町における山村定住住宅の総数は何件になるのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 本町における山村定住住宅は建設当時崎の原が17戸、上下顔が4戸、合計21戸となっております。

今回の譲渡が終わりますと、譲渡戸数は6戸、残りの山村定住住宅は15戸となります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 残りの15戸の中で、ヒアリング段階でもいいんですけども、譲渡に関する希望なんかはありますでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 現在、相談を受けておりますのは、2戸相談をいただいている状況

です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 当該家屋の固定資産税、どれぐらいの評価になりますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 現時点で、固定資産税のほうの算定は行っておりません。ですので、今の段階ではお答えができない状況です。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） いずれにしても、売却が終われば、個人財産となって、当然課税の対象になるということになるわけでありますので、そこら辺りは、税務課あたりと事前にそこら辺りの試算をしておく必要もあるのかなと、そう思いましたので、確認のため聞いたところがありました。

また、ざっくりで構いませんので、おおむねどれぐらいの固定資産税というのはまたお示しをしていただけたらいいかなと、そういうふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） また税務課のほうとその辺り確認をさせていただきまして、御報告させていただきます。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） 先ほど今建設課長のほうからも答弁ありましたが、固定資産税につきましては、現在町の住宅ということとなっておりますが、払い下げれば個人の所有となりますので、当然課税のほう、なつてまいります。今後改めて評価額の調査とかも行うようになるのかなとは思いますが、建設課のほうと連携しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ちなみに家屋の評価はどれぐらい出ているんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） すみません。不動産譲渡価格の算定の中で、項目の中で不動産資産税評価額というのがございましたので、それを含めて御説明させていただきます。不動産税評価額が224万円程度ということになります。それらに対しまして、一応、譲渡価格は197万円程度というところになります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） 約２００万ということですが、平成９年から現在まで、もう令和８年３月ですので、３月の家賃までということになるのかどうかは存じ上げませんが、これ積算したら幾らになります。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 家賃総額は２８年間で１，１６０万円程度になります。
以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） １，１６０万円と約２００万円ということでもいいわけですか。この本人さんたちが今日までに最終的にお支払いになる金額というのはこの計算上では。ただ当該地域でこの値段で入手はできるということになれば、環境のよさ、利便性、もろもろ考えれば、非常にお得感はあるのかなと。税金も今まで町の持ち物でありましたので、負担はないということになれば、積み上げれば相当な負担軽減にはなった、目的に沿った山村定住、いわゆる定住促進には資した住宅であったなど。先ほど質問がございました、今、協議中といたしますか、意向が２戸ぐらいというようなお話がありましたけれども、もちろんそういったものをしっかりお話をしていく中で非常にお得感がある、そして今度は自分のものとして取得して最終的にはずっと定住していただくと、これがもう本当に素晴らしいことにつながるんだろうというふうに思っておりますので、ぜひやっぱりそういうお話なり中身を、あの一体を中心にされるというのが１つの事業の目的にもなるのかなというふうに思いますが、そこら辺りはいかがお考えでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） まず最初に先ほど言われました家賃と譲渡価格の件に関して申しますと、それは、建物代に対しては議員が言われた金額ということになります。これに附属しまして先ほど一番最初の質問で説明しました土地の部分というのが約９８万円ほどございますのでその分も個人の負担になるということになります。

議員おっしゃられたとおり、山村定住住宅をつくってもう早３０年近くなるというところですが、この３０年間入居者がおられて、日之影町のほうで定住という形ができたこと自体まず目的をある程度完成しているのではないかというふうに感じております。またこれが継続して続くためには譲渡という形で活用していただくのが一番町としても大変ありがたいというふうに思っています。

山村定住住宅につきましては、建設当時それから入居募集、その後においても、こういった譲渡という制度があるということは常々説明がしてありますので、今後も御相談等がありましたら、丁寧な対応を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。日程第22、議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第11号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第23、議案第11号企業立地奨励措置指定事業者の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第11号企業立地奨励措置指定事業者の認定についての提案理由を説明いたします。

本町との連携協力に関する覚書を提供しております株式会社ことどろより日之影町企業立地促進条例に基づく指定事業者の申請書が提出されております。同社は日南市に本社を置く企業で、人材紹介事業及び移住定住促進の分野を中心に、九州各地で事業を展開しており、令和7年4月には各種事業自身の拠点として日之影コミュニティセンター内に日之影オフィスを開設しております。つきましては、雇用の創出及び地域活性化につながるが大いに期待されることから、日之影町企業立地促進条例第4条第1項の規定に基づき、同社を指定事業者として指定したく議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは質疑させていただきます。雇用の創出と地域活性化につながるが大いに期待できるとのことですが、雇用の創出と地域活性化それぞれに関する期待

についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

株式会社ことどろさんは、この議案書にもございますように、事業内容としましては、本町では地域おこし協力隊の人材紹介事業と採用コンサルティング事業、そして地域活性化に関わる事業ということで日之影町のオフィスのほうではこの事業をメインにやっていくという中であります。ことどろさん全体の会社概要としましては、やはり地域の資源を大切にして、それらをつなぎ合わせて新たな価値を生み出すという理念を持っております。ことどろさんが社員のほうも徐々に増えているというところでお話も伺っておりますし、比較的若い社員の方もいらっしゃるということもお聞きしております。

そういった観点から、日之影町ではオフィスのほうは約1年前に設置したわけですが、現在2名の新規雇用という形で今回の議案上程というふうにさせていただいているものです。

今後、会社側としましては、日之影オフィスのほうで今後また1名増やして3名程度を雇用していきたいという意思も伺っておりますし、地域活性化の面につきましてはことどろさんが社員の方が昨年5月の連休、ゴールデンウィークを利用して、日之影川鯉のぼり唐揚げフェスというイベントを実施していただいております。そのイベントもまた令和8年度も行っていきたいというようなお話を聞いておりますので、そういったイベントの開催、また日之影溪谷祭りにおきましても、その社員の方が出展をしていただいているいろんなこと、飲み物とかを販売していただいております。そういった形で地域に根差してそういった活性化事業を展開していただけるというところも一つ期待しているところでございますので、そういった部分から雇用の促進と地域活性化につながるというところを期待しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは事業内容の中の採用コンサルティング事業についてお伺いしたいんですけど、この点について詳細をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

採用コンサルティング事業、具体的に言えばどういったことかということなんですが、企業の経営者とか人事担当部門に対しまして、人材採用に関するノウハウを提供するというところでございます。企業のそういった人事担当の方々とかは、必要な人材がなかなか集まらないとか、採用したとしてもすぐ辞めてしまう傾向にあると、そういう悩みを抱えている企業さんも多くいらっしゃるということから、こういった採用コンサルティング事業というものを日之影のオフィ

スを中心にやっていきたいということでございますが、雇用者は今2名いらっしゃいますけれども、そのお一人が昨年12月にこのことどろさんに採用されております。その方がこういった人材採用に関する知識ノウハウも有しているところで精通しているところでございますので、そういった方のノウハウを中心に、こういった企業の人材の採用に関するお悩み事を相談を受けて、そのノウハウを提供するというところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、株式会社ことどろ、こちらの代表取締役社長について伺いたしますが、私の記憶が正しければ七、八年前のまちづくりアドバイザーとかで日之影に入っていた方でよろしいでしょうか。そのときからのつながりもあって今回の採用というか、認定にもつながってきているのかなと思いますが、その辺りは実際どうでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

ただいま高館議員がおっしゃいましたように、私も七、八年前だったかなというふうに記憶はしております。地域アドバイザーという形で委託料をお支払いをして、日之影町の特に中央地区の活性化に向けたそういった御助言等をいただいていたような私も記憶がございます。その頃から日之影町とのお付き合いもこの代表の方とありましたので、そういったところで現在に至っております。

このたび日之影コミュニティセンターが完成をして、テナントも設けたわけですが、そちらでどこかオフィスを構えていただけたところはないだろうかというところも私たちも考えていたところ、そこでことどろに新たに採用された方が今オフィス長として働いていらっしゃいます。その方も日之影町のプロジェクトマネジャー並びに協力隊を経験した方でありまして、日之影町の内部の実情も詳しいということでございますので、そういった代表の方々とオフィス長の方が今町のほうとうまく覚書を締結して連携をしてやっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） この会社、株式会社ことどろさん、創業何年で、法人自体としての事業内容について伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

ことどろさんの設立年月日につきましては、平成30年11月2日でございます。ですので、7年が経過しているというところでございます。主な事業内容につきましては、企業の、先ほど

申し上げましたけども、サポート人材採用とかそういったものも含めた企業のサポート事業、それと採用の支援、あとは特定地域づくり事業共同組合の運営事務局等もしておられます。あとは、自治体と行政計画に関する計画の策定支援というものをやられているというところと、あとは県内に簡易宿泊施設を運営されている、または簡易郵便局も運営されているということで多岐にわたって非常に地域とつながりのある事業を展開されているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） また多くのまちづくりにも携わっていることで、恐らく日南のまちづくりにも携わっていられたもんですね。そのときの実績とかも分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） 日南市のまちづくりに大いに携わっておられたというのは私も承知しておりますが、実際にどういった成果を挙げられたかというのは詳細までは存じ上げておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 私の記憶にある範囲でいいますと、油津商店街の再開発ですか、それと島野浦に簡易宿所を開設されているというふうには伺っているところです。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに。久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） 今までの質疑の中で少し足りない点が私にもあったかと思いますが、事業内容の中で本町が委託している地域おこし協力隊の募集についてどのようなことを担われているのか、いま一度伺いたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

今年度、令和７年度６月の定例会でございましたが、補正予算として日之影町地域おこし協力隊募集支援業務委託契約というところで委託料をお支払いをしているところでございます。

こちらにつきまして全国から地域おこし協力隊を募集する際に専門のサイトは全国的にあるんですけども、日之影町の中でそういった地域おこし協力隊、人材が欲しいという部分もございますので、そういったところでの日之影オフィスのオフィス長さんのそういった持っていらっしゃるノウハウというかSNS等も通じて、日之影町での地域おこし協力隊を募集しますというところを発信していただいております。ですので、そういったところで、その日之影のオフィスの長の方がSNSの発信も含めてまた、宮崎県内の求人サイトもございますので、そちらとの連

携を図っていただきながら、地域おこし協力隊の募集をかけているというような状況でございます。金額としましては、6月補正で補正させていただいたのが150万ですけれども、そちらにつきましては国の特別交付税の全額対象というふうになっております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 当委託を通して、担当課の課長として地域おこし協力隊の募集についてどのような変化があったか、負担が軽減されたかなど所見があれば伺いたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

それまで地域振興課のほうで、今もそうですけど、町の公式ホームページを使ってこういった協力隊のページをつくって、募集をかけているような状況ではございますが、やはりなかなか問合せ件数等も少なかったというところもございます。こういったところでことどろさんが地域おこし協力隊の募集支援業務に携わっていただけるということでちょっと門戸のほうも広がってきたかなと。日之影町の地域おこし協力隊に応募する際にことどろさんのほうで、一旦希望者はワークショップを置いて面談をするんですよ。ことどろさんと一緒に。その件数も十数件あるというふうにお伺いはしております。これを自治体単独でやったときに、そこまで件数が行っていたのかなというのは正直疑問に思いますので、やはりこういったある程度一定の知識、ノウハウ、そういった情報の発信力のある方々等を通じてやることは本当に有益な部分かなというのは正直思っておりますので、この委託事業、件数的にはそこまで成立という部分はいっていませんけれども、こういったところをやりながら、広く募集をかけて今後もいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第11号については、会議規則第39条第1項の規定により、審査のため、経済建設常任委員会に付託し、総務文教常任委員会との連合審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号については経済建設常任委員会に付託し、総務文教常任委員会との連合審査とすることに決定いたしました。

なお、審査結果については、本会議最終日に委員会報告をお願いいたします。

日程第24. 議案第12号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第24、議案第12号日之影町公の施設に関わる指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第12号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、鹿川地区交流センターの管理を行わせる指定管理者の候補者として、鹿川地区活性化協議会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 以前指定管理があったとき3年だったと思いますが、今回期間が2年になった理由をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

このたびの指定管理の更新に当たりまして、地元の方とお話をさせていただきました。前回3年ということで期間を設けていたわけですがけれども、地元の方々も年々年をとられていっていらっしゃるのと、高齢化をしているというところがありまして役場側としてはこれまで通りの3年間でお願いできないでしょうかというのを御提案させていただいたんですが、なかなかそういった高齢化の部分を考えるとちょっと難しいということをおかれまして、毎年更新するのかとなるところも手続がまた頻繁になってきて、ちょっとそれもとというところで間を取って2年というか、そういったところで地元の方とはお話が決着したところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 間を取って2年ということですが、2年という期間は非常に短い

もので、この2年間の指定管理が終わった後、この後のことについて担当課としてどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

2年という期間は本当に短いというふうに思っております。この2年が来てさあ次ということではなくて、やはり地元の方とお話をさせていただく中で、本当に無理を承知で次の2年も引き受けていただくというところがございますから、極端に言えばもう明日からでも次の2年先のことを考えながら、令和8年度の当初予算の中でも鹿川地区活性化センター交流センターの担い手確保のところでは地域おこし協力隊の予算も計上させていただいております。そういった地域おこし協力隊、外部人材、そういった方々の活用だとか、あとは町内外にどこか管理等を受けていただけたところがないかとか、そういったところのリサーチも早め早めに取り組んでいきながら、2年後にまたこの施設をどこか管理運営していただけたところを見つけるべく努力してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今の質疑しましたのは、延岡側の鹿川キャンプ場が今まで集落の方の管理から外部の管理に移行すると、上鹿川の集落の方にお伺いしたので、つりがねはどうなるのかなというところから質疑いたしました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁は求めますか。地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） 今久保議員がおっしゃったお話につきまして、地元の方からもそういったお話はちょっと耳にしたところがございますので、そういったところも検討しながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 指定管理制度の件でありますけれども、従来の3年を2年というようなことで今説明がございました。手元に令和4年度、5年度、6年度の収支決算書をいただいております。令和4年度からの繰越金が令和6年度はもう4分の1です。非常に経営的にも寂しい、不安という思いがありますけれども、今回、新年度予算のほうでも、この委託料がかさ上げしているようでありましたが、もちろん人件費及び物価高騰、資材高騰、様々な要因、高熱水費を含めて下がるものは何もないわけでありますので、上がった結果としての金額の算定基準だったんだろうというふうに思いますが、一番この指定管理制度を2年後していく中で将来の不安

というのが、受皿の、今課長の方から説明ありましたが、新年度予算とはかけ離れて指定管理ですから質疑をせにやいかんとでしょうけれども、我々はもうあくまでも新年度の予算の中で一括的に見させていただきますと、一番この予算ベースの中で委託料を上げた算定基準となったもの等については何が一番大きいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

令和8年度当初予算はこれまでの予算額よりも30万程度引き上げるというところでありますけれども、先ほどおっしゃいました人件費の上昇、それと物価高騰がやはり管理する側をちょっと経営を圧迫しているというような状況でございます。併せまして、施設の利用料金、こちらにつきましても、先般、全員協議会の中でちょっと御説明をさせていただいた経緯はございますが、令和2年からずっとそのまま使われておりました。このたび令和7年の12月から新料金のほうに変わったわけですが、5年間ぐらい旧料金のまあいってたという、その中でやっぱり人件費の上昇、物価高騰の影響は受けていたということもございますので、新料金を徴収しながら運営をしつつ、さらに足りない部分につきましては町の委託料のほうで引き上げをするというような中で120万円というところで委託料が落ち着いたということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この収支決算の中で見ますと保険料がほぼ半分ほどになってますけれども、これは、原因は何ですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

令和6年度収支決算の保険料、下から4番目ですか2万8,050円とありますが、その前、2年間は4万7,660円ということで、令和6年度は下がっております。この理由としましては、保険の内容につきましては、令和4、5、6と全然変わってないと、補償内容については変わってないということですが、保険会社のほうで制度の変更に伴いまして、2つの契約を結んでいたんですけども、4年、5年は。そのうちの1本は、2つの契約が一本化されたということになるんですけど、金額のほうは安くなったということで、保険会社のほうから説明がございました。補償内容は変わらないということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 保険関係も、建物保険であったり火災保険であったり様々あるんですけども、これが上がることはあってもなかなか昨今は下がることはないわけですが、

これがこれだけ下がって内容が変わらないということは、今までは何であったですかって話になるわけですが、そこら辺りはどういう状況でしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

本当に施設内での事故とか、食中毒、あとは荷物とかが紛失した場合の補償ということで、契約内容については全然変わらないということで保険会社から説明はあったんですけども、旅館特約約款というのがあるらしいです、旅館特約約款、そちらが新たに作成されたことによって、今まで2つの契約でカバーしていたものが一本化されて同じ補償内容でできるようになった、なおかつ保険料も掛金も安くなったんですよということでございましたので、なぜ安くなったかというのはそれ以上聞いていないんですけども、安くなったことはうれしいことだなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結します。

これより採決します。日程第24、議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りしますが、議案について区切りがいいところでありますが、このまま続行しますか暫時休憩しますか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 暫時休憩したいと思います。それでは14時10分から再開いたします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時08分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開します。

.....

日程第 25. 議案第 13 号

日程第 26. 議案第 14 号

日程第 27. 議案第 15 号

日程第 28. 議案第 16 号

日程第 29. 議案第 17 号

日程第 30. 議案第 18 号

日程第 31. 議案第 19 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 25、議案第 13 号令和 8 年度日之影町一般会計予算から、日程第 31、議案第 19 号令和 8 年度日之影町農業集落排水事業会計予算までの 7 議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 13 号から議案第 19 号までの 7 議案は一括議題とすることに決定いたしました。

令和 8 年度各会計予算 7 議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 提案理由の説明の前に、令和 8 年度施政方針を述べさせていただきます。

令和 8 年第 1 回議会定例会に当たりまして、令和 8 年度の町政運営に対する方針の一端を申し上げます。

政府は、時代の転換点とも言える国内外の歴史的・構造的な課題に直面しており、新しい資本主義の実現に向けた取組により、自律的・持続的な強い経済と安心して暮らせる豊かな生活環境の実現を推進するとしております。

一方、地方財政につきましては、安定的な税財政基盤を確保するとともに、安定的な財政運営のため、経済・財政一体改革を引き続き推進し、重要政策課題に必要な予算措置を講じ、めり張りの利いた予算編成を行うことが示されています。

本町の財政状況を見てみますと、令和 6 年度決算では、旧庁舎跡地活用事業や行政情報システム標準化・共通化関連事業等に伴い、歳入が 3.0%、歳出が 6.1%とともに増加しました。

歳入では、地方交付税や国県支出金などの依存財源の歳入全体に対する比率は、81.7%と依然高い状況にあります。

一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費はいずれも増加し、投資的経費では、災害復旧事業費は減少したものの普通建設費が増加し、大型事業等に伴う起債発行により、実質公債費比率は増加に転じており、経常収支比率や将来負担比率の上昇が見込まれているところで

あります。

令和8年度の予算編成につきましては、第6次日之影町長期総合計画等の各種計画に基づき、相互連携を図りながら、「未来への新たな光を灯すまち・日之影」の実現に向けまして、1、未来を担うこどもの育ちを応援し一人ひとりが輝くまちづくり、2、地域資源を活用した魅力ある農林業・商工業・観光のまちづくり、3、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくり、4、住み続けたい安心・便利なまちづくりを重点施策に掲げまして、前年度比5億3,200万円、8.6%減の56億3,800万円で編成したところであります。

予算の執行に当たりましては、国県事業等を有効に活用しつつ、議会、関係機関の御助言を頂きながら、職員と一丸となって各施策を確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目の、「未来を担うこどもの育ちを応援し一人ひとりが輝くまちづくり」についてであります。

次代を担う子供たちは地域の宝であり、地域全体で育ていかなければならないと考えております。

引き続き、出産祝い金の支給、保育料の無償化、0歳から高校生世代までの医療費全額助成、不妊治療費の助成、学校給食費の無償化など、子育て世帯へのさらなる支援の充実を図ってまいります。

安心して産み育てる環境の整備につきましては、妊産婦や子育て家庭のニーズを把握し、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、延長保育事業などの必要なサービスが円滑に利用できるよう、子ども・子育て支援の着実な推進を図ってまいります。

また、ファミリー・サポート・センター事業の本格実施に伴い、子育て家庭の支援や子供の成長を地域で見守る社会づくりに努めてまいります。

さらには、国の支援給付交付金を活用しました妊婦支援給付金の給付、通院支援事業としまして、ひのかげベビー応援金にも取り組み、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を推進しながら、こども家庭センターを中心に相談支援体制を充実させ、関係機関が連携した切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な支援を推進してまいります。

教育の推進につきましては、日之影町教育基本方針にのっとり、ひのかげ学びのスタイルに基づく事業の実践やキャリア教育など、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組を進めてまいります。

小中学校では、学習指導要領に基づく教育のほか、学校、家庭、地域が一体となって、学校運営に取り組むコミュニティ・スクールにより、地域とともにある開かれた学校づくりを目指すとともに、町教育の日などの行事や、教育活動に幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に

活用する地域学校協働本部と連携することで、学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

学習環境につきましては、GIGAスクール構想に基づくICT環境を活用しました学びの探求とともに、子供たちの未来を見据えたグローバルな人材育成に取り組みつつ、子供たちが9年間を安全・安心に学べる環境の整備に努めてまいります。

また、学校給食におきましては、町内産の米をはじめ、地元産農産物を使用しました安全でおいしい給食を提供することにより、健やかな体を育む教育の推進を図り、地域の農業や農産物への愛着と理解を深めてまいります。

社会教育につきましては、生涯学習講座の充実とともに、公民館活動と連携して地域コミュニティの維持に努めつつ、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成、地域の活性化につなげてまいります。

また、文化・芸能活動につきましては、文化・芸能団体への継続的な支援を行うとともに、ユネスコ無形文化遺産への登録候補であります神楽やその他の郷土芸能の保存・継承、文化財等の掘り起こしを図り、文化財の保護意識の高揚に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町内スポーツ団体との連携を図り、地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに、地域や利用者からの要望を踏まえ、体育施設の適切な管理運営に努めてまいります。

また、令和9年の第81回国民スポーツ大会本番に向け、リハーサル大会と位置づけます第67回都道府県対抗なぎなた大会の取組を進めてまいります。

次に2点目の、「地域資源を活用した魅力ある農林業・商工業・観光のまちづくり」についてであります。

農業の振興につきましては、グランドオープン以来、今年で10年目を迎えますひのかげアグリファームの従業員拡充による組織強化を行い、日之影町担い手協議会との連携のもと、高齢化の進む町内農家に寄り添いながら、農地の維持・保全に努めてまいります。

また、担い手対策につきましては、地域おこし協力隊やふるさとワーキングホリデーの継続的な募集、さらには特定技能外国人の雇用など、様々な選択肢の中で、担い手や新規就農者の確保・育成に努めるほか、第三者承継等の積極的な活用により、優良農地や農業資産を次世代に引き継いでまいります。

本町の基幹品目であります畜産をはじめ、果樹、花卉、野菜などにつきましては、これまで本町が築いてきたブランド産地としての維持と再構築を図るため、機械の導入や施設整備等への支援を行い、作業の効率化・省力化により、安心して生産活動が行える体制への支援を図ってまいります。

林業の振興につきましては、補助事業を活用した林道等の整備を行うとともに、森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税を有効に活用しつつ、林業担い手の育成・確保や森林整備への支援及び循環型林業の構築と本町林業の活性化に努めます。

また、椎茸生産につきましても、種駒購入への助成のほか、施設・機械整備や大径化した高齢級のクヌギ林などの林相転換を促すための支援を行ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気牧柵器等の侵入防止資材導入を支援するとともに、捕獲活動の負担軽減対策や狩猟免許の新規取得者への支援、並びに有害獣捕獲奨励金事業の一部拡充等による徹底した個体数の管理及び農林産物の被害軽減に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内事業者の持続的な経営安定と商工会の組織体制の強化を図るため、商工業育成補助金や商工会事務局体制強化事業補助金等による支援を継続してまいります。

また、民間事業者、商工会と十分な連携を図りながら、事業承継に向けた取組を引き続き進めてまいります。

観光の振興につきましては、日之影町観光協会を中心に、町内観光スポットや地域イベント情報、森林セラピー、世界農業遺産等の魅力発信に努め、交流・関係人口の創出につなげてまいります。

また、運用開始から1年が経過した日之影町コミュニティセンターや竹細工資料館は、イベント等を通じて利用者也増えてきており、拠点施設としての認知度も上がってきていると感じております。日之影温泉駅、TR列車の宿、日之影キャンプ村、見立ボルダリング等の観光スポットへの誘導を行いながら、国道から中央地区への人の流れを創出し活性化を図ってまいります。

物産振興につきましては、県内外での物産展を継続し、本町のPRや特産品の販売促進とともに、ふるさと納税の周知を図り、寄附の拡大につなげてまいります。

次に、3点目の、「ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくり」についてであります。

全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、小児生活習慣病健診やヤング健診、特定健診の受診を勧奨するとともに、住民の健康に関する知識や意識を高め、健康維持と疾病予防に取り組んでまいります。

また、高齢者の通いの場を活用した健康教室や運動の習慣化など、健康寿命を延伸させる各種事業にも取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者大学やいきいきサロンなどを通じた社会活動への参加を推進するとともに、見守り活動や買物支援事業など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図った支援に取り組んでまいります。

さらに、中山間地域における介護サービス基盤を守るため、遠隔地への移動や介護予防事業に携わる事業所支援のほか、認知症に関する啓発事業、住民主体の自主的な通いの場づくりなど、高齢者の見守り体制を強化し、生きがいを持って暮らせる社会を目指してまいります。

障害者福祉につきましては、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が地域において提供できるよう、各種計画に基づき、障害者施策の推進を図ってまいります。

次に、4点目の「住み続けたい安全・便利なまちづくりについて」であります。

近年の台風の大型化や激甚化する自然災害、また火災やいつ発生するか分からない巨大地震など、地域防災計画に基づく迅速な対応とともに、平素からの備えが大変重要となります。

そのような中に、西臼杵広域消防本部との連携はもとより、高千穂警察署、消防団などとの連携を図りつつ、災害対応力を高めながら、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、消防資機材等の充実、防災訓練等に取り組み、消防団を中心とした地域防災力の向上に努めてまいります。

防犯活動につきましては、日之影・八戸駐在所連絡協議会や青少年健全育成町民会議、各小学校の見守り隊などとの連携を図り、町民の交通安全・防犯に対する意識の向上とともに、多様化する犯罪への情報共有に努め、安全で安心して暮らせる地域社会を目指してまいります。

地域公共交通につきましては、令和6年10月から予約型乗合交通の本格的な運用を進めているところです。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、運行事業者や利用者等の声を聞き、地域の実情を把握しながら、持続可能な地域交通網の確立に努めてまいります。

デジタル化の推進につきましては、DX推進計画に基づき、ペーパーレス会議システムの導入など、自治体におけるDXを推進してまいります。

人口減少対策につきましては、新たに整備された八戸住宅への入居を促すとともに、住宅新築や既存住宅の改修、空き家の取得・改修等への支援を継続し、本町への定住化を図ってまいります。

また、都市部での移住相談会への参加や、移住定住促進コーディネーターと連携した移住相談体制を継続するほか、充実した妊娠・出産・子育て支援策等を広く周知し、本町への移住定住を促進してまいります。

さらに、独身男女の出会いの機会を創出するイベントの開催や、イベント等を企画・運営する団体等への支援を行い、未婚者対策に取り組んでまいります。

人口減少と高齢化により、集落機能の維持が困難となっている水源の里集落の対策につきましては、引き続き、集落支援員及び水源の里支援隊等によるサポートを継続し、集落の維持・活性化に取り組んでまいります。

安心して暮らせる社会を実現するため、道路網の整備は極めて重要な施策の一つであります。

九州中央自動車道につきましては、現在、熊本県境から雲海橋間が全て事業化され、整備が進められていますが、平底蔵田間は宮崎県側において唯一の未事業化区間であります。

今後も、国や関係機関、民間協議会や各種団体と連携を図りながら、九州中央自動車道の整備促進及び平底蔵田間の事業化に向け、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

県道及び町道は、住民生活に密着したインフラ施設でありますので、補助事業や起債等を活用し、計画的に整備を進めるとともに、橋梁やトンネルなどの重要構造物の長寿命化を図ってまいります。

また、事業の推進と予算の確保に向け、県への要望活動を各期成同盟会とともに積極的に行ってまいります。

生活に必要不可欠な水道事業につきましては、地区や個人で管理している水道施設の改修等に対し助成を行うとともに、簡易水道施設においても維持修繕を適正に行い、水道の安定供給に努めてまいります。

以上、令和８年度の主要施策について申し上げましたが、予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、長期総合計画に掲げます将来像の実現に向けまして、各種計画等の整合性を図りながら、各種施策に取り組んでまいります。

今後とも、議会並びに町民の皆様方の御理解御協力を賜りますように、お願いを申し上げ、令和８年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、議案第１３号令和８年度日之影町一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和８年度の日之影町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ５６億３，８００万円で、前年度より８．６％減となります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、前年度より０．４％減の４億９８５万３，０００円。

地方譲与税は、前年度同額の１億５，７００万円。

利子割交付金は、前年度同額の５万円。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ前年度同額の１０万円。

法人事業税交付金は、前年度同額の４００万円。

地方消費税交付金は、前年度同額の８，０００万円。

環境性能割交付金は、自動車税、軽自動車税の環境性能割が、令和８年３月末で廃止されることに伴い、皆減。

地方特例交付金は、前年度同額の２０万円。

地方交付税は、前年度より６．１％増の２６億１，０００万円。

交通安全対策特別交付金は、前年度同額の５０万円。

分担金及び負担金は、前年度より43.8%増の3,598万円。

使用料及び手数料は、前年度より2.8%減の3,437万2,000円。

国庫支出金は、前年度より1.1%増の4億9,088万2,000円。

県支出金は、災害復旧費県補助金等の減により、前年度より29.1%減の4億2,581万円。

財産収入は、八戸住宅団地の建物貸付収入等の増により、前年度より19.4%増の4,233万4,000円。

寄附金は、前年度より17.6%増の8,000万1,000円。

繰入金は、財政調整基金から4億4,000万円、減債基金から5,000万円、公共施設等整備基金から6,320万円、子育て応援基金から3,121万8,000円をそれぞれ繰り入れ、前年度より10.8%減の6億9,693万2,000円。

繰越金は、前年度同額の1,500万円。

諸収入は、情報システム標準化・共通化事業補助金等の減により、前年度より55.0%減の7,358万6,000円。

町債は、過疎対策事業債等の減により前年度より42.9%減の4億8,130万円となります。
次に、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度より7.8%減の5,128万9,000円。

総務費は、自治体情報システム標準化・共通化事業等の減により、前年度より5.0%減の10億1,446万1,000円。

民生費は、前年度より6.1%増の10億2,851万1,000円。

衛生費は、前年度より7.9%減の4億8,451万2,000円。

農林水産業費は、林道開設工事請負費等の減により前年度より3.2%減の6億6,792万5,000円。

商工費は、観光施設修繕料等の増により、前年度より15.9%増の2億2,170万円。

土木費は、八戸地区住宅団地整備事業等の終了により、前年度より49.9%減の4億8,437万1,000円。

消防費は、西臼杵広域行政事務組合負担金等の増により、前年度より0.4%増の1億5,099万1,000円。

教育費は、中学校屋内運動場空調設備整備工事費等の増により、前年度より28.8%増の5億5,404万7,000円。

災害復旧費は、過年発生災害復旧事業費の減により、前年度より66.9%減の8,219万6,000円。

公債費は、前年度より3.0%増の7億6,534万1,000円。

諸支出金は、ふるさと応援基金積立金の増により前年度より1.1%増の1億2,427万8,000円。

予備費は、837万8,000円となります。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費がいずれも増加しており、義務的経費全体で前年度より2.6%増の20億1,863万7,000円となり、義務的経費が歳出総額に占める割合は35.8%となります。

投資的経費では、普通建設事業費が八戸地区住宅団地整備事業の終了により、前年度より33.7%減の8億1,391万2,000円となります。

また、災害復旧事業費は7,941万2,000円となり、投資的経費が歳出総額に占める割合は15.8%で8億9,332万4,000円となります。

次に、債務負担行為は、固定資産家屋全棟調査業務委託等について、期間及び限度額を定め、債務の負担の決定を求めるものであります。

次に、地方債は、令和8年度事業に対して借入れを予定している起債の限度額について決定を求めるものであります。

最後に、一時借入金については、借入最高限度額を、歳出予算の流用については、流用することのできる経費を定めるものであります。

以上、令和8年度一般会計予算の概要を説明いたしましたが、別紙一般会計予算対前年度比較表及び投資的事業の概要についても参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第14号令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,834万6,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、前年度より6.0%増の6,621万8,000円。

一部負担金は2,000円。

使用料及び手数料は1,000円。

県支出金は、保険給付費等交付金で、前年度より12.5%減の4億6,840万5,000円。

財産収入は1,000円。

繰入金は、保険基盤安定繰入金などの繰入金で24.0%減の5,116万7,000円。

繰越金は1,000円。

諸収入は、特定健康診査等受託料など255万1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、人件費などで1,735万7,000円。

保険給付費は、療養諸費と高額療養費などで、前年度より15.1%減の4億2,310万7,000円。

国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分などで1億1,719万9,000円。

保健事業費は、保健衛生普及費で1,899万8,000円。

積立金は1,000円。

諸支出金は、保険税の還付金、西臼杵広域行政事務組合負担金などで前年度より63.7%増の1,016万3,000円。

共同事業拠出金は1,000円。

予備費は152万円とするものであります。

次に、議案第15号令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和8年度の奨学資金事業は、貸付対象者を定期貸付者は継続、新規合わせて高校生9名、大学生等23名の計32名と予定しました。

また、入学一時貸付者を高校生3名、大学生6名の計9名と予定しました。

令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,440万7,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金を1万円、繰入金は一般会計繰入金を258万4,000円、基金繰入金を600万円、繰越金、財産収入をそれぞれ1,000円、諸収入の貸付金収入は、現年度分貸付金収入を557万円、滞納繰越分貸付金収入を24万円、預金利子を1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

奨学資金は1,440万6,000円、積立金を1,000円とするものであります。

次に、議案第16号令和8年度日之影町介護保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和8年度日之影町介護保険特別会計予算の保険事業勘定は、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス費等の保険給付費、地域支援事業費等に必要な経費及び要介護認定等に要する経費を計上し、前年度当初より1,674万2,000円増の6億5,678万9,000円とし、介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの予防プラン作成等の経費で、前年度当初より13万3,000円減の29万4,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入について申し上げます。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で1億934万1,000円。

使用料及び手数料は1,000円。

国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業等の国庫補助金で1億6,742万4,000円。

支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億6,241万5,000円。

県支出金は、介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で1億22万5,000円。

財産収入は1,000円。

繰入金は、介護給付費、地域支援事業費及び事務費等に要する一般会計繰入金等で1億1,720万9,000円。

繰越金は3万4,000円。

諸収入は、地域支援事業利用料、預金利子等で13万9,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、人件費、事務費及び介護認定審査会費で2,906万6,000円。

保険給付費は、介護サービス費、介護予防サービス等で5億8,461万7,000円。

地域支援事業費は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費等で4,305万2,000円。

基金積立金は1,000円、諸支出金を3万7,000円、予備費を1万6,000円とするものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳入について申し上げます。

サービス収入は、要支援認定者の予防プランの作成料で29万1,000円。

繰入金、繰越金及び諸収入でそれぞれ1,000円とするものであります。

次に、歳出について、サービス事業費は予防プラン作成に必要な通信費等で29万3,000円。

諸支出金は、繰出金で1,000円とするものであります。

歳出予算の流用については、流用することができる経費を定めるものであります。

次に、議案第17号令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,890万7,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は4,459万6,000円、使用料及び手数料は2,000円、繰入金は2,427万1,000円、諸収入は1万8,000円、繰越金は2万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は6万円、後期高齢者医療広域連合納付金は6,880万7,000円、諸支出金は2万2,000円、予備費は1万8,000円とするものであります。

次に、令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算の提案理由を説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は、営業収益が0.6%減の4,823万6,000円、営業外収益が20.5%減の4,763万6,000円で、収入の合計額は11.6%減の9,587万2,000円であります。

支出は、営業費用が10.6%減の9,304万3,000円、営業外費用が36.8%減の267万9,000円、予備費が15万円で、支出の合計額は収入の合計額と同額の9,587万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、出資金294万5,000円であります。

支出は、企業債償還金1,037万7,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額743万2,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は1,000万円とし、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,336万6,000円であります。

一般会計補助金は2,032万7,000円であります。

次に、議案第19号令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算の提案理由を説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は、営業収益が1.1%減の562万1,000円、営業外収益が2.7%増の1,985万8,000円で、収入の合計額は1.9%増の2,547万9,000円であります。

支出は、営業費用が2.7%増の2,459万7,000円、営業外費用が17.6%減の78万2,000円、予備費が10万円で、支出の合計額は収入の合計額と同額の2,547万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、他会計出資金643万1,000円であります。

支出は、企業債償還金985万2,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額342万1,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は1,000万円とし、また、議会の議決を経なければ流用することので

きない経費は、職員給与費 843 万 3,000 円であります。

一般会計補助金は 2,105 万 7,000 円であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました各会計予算 7 議案については、3 月 9 日に総括質疑を行い、さらに会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号から議案第 19 号までの 7 議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定をしました。

日程第 32. 議案第 20 号

日程第 33. 議案第 21 号

日程第 34. 議案第 22 号

日程第 35. 議案第 23 号

日程第 36. 議案第 24 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 32、議案第 20 号令和 7 年度日之影町一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 36、議案第 24 号令和 7 年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）までの補正予算 5 件を議題とし、本案についての提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第 20 号令和 7 年度日之影町一般会計補正予算（第 6 号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、自治体情報システム標準化・共通化関連経費、橋梁補修工事請負費、ふるさと応援寄附金に係るふるさと応援基金積立金のほか、各事業における不用額の整理が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、個人町民税等で 1,267 万 8,000 円の追加。

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金で 55 万 1,000 円の追加。

地方交付税は、普通交付税で 3 億 3,052 万 7,000 円の追加。

分担金及び負担金は、後期高齢者広域連合職員派遣負担金等で 611 万 2,000 円の追加。

使用料及び手数料は、観光施設使用料で2万3,000円の追加。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金等で1億395万1,000円の減額。

県支出金は、農地災害復旧費補助金等で709万5,000円の追加。

財産収入は、建物貸付収入で16万8,000円の追加。

寄附金は、ふるさと応援寄附金等で2,501万9,000円の追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金等で2億9,458万円の減額。

諸収入は、情報システム標準化・共通化事業補助金等で2,630万7,000円の減額。

町債は、災害復旧事業債等で7,480万円の減額。

以上、歳入補正を1億1,746万5,000円の減額とし、歳入総額を63億7,234万9,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、旅費等で54万8,000円の減額。

総務費は、総合行政システム標準化委託料等で5,570万5,000円の減額。

民生費は、後期高齢者医療制度負担金等で1,052万6,000円の追加。

衛生費は、合併処理浄化槽設置補助金等で925万8,000円の減額。

農林水産業費は、鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金等で2,464万2,000円の減額。

商工費は、地域おこし協力隊に係る経費等で746万3,000円の減額。

土木費は、橋梁補修工事請負費等で3,597万3,000円の減額。

消防費は、消防団員年報酬等で64万8,000円の減額。

教育費は、会計年度任用職員に係る経費等で1,145万6,000円の減額。

災害復旧費は、現年発生農業施設災害復旧費等で1,015万9,000円の減額。

諸支出金は、ふるさと応援基金積立金等で2,728万7,000円の追加。

予備費は、57万4,000円の追加。

以上、歳出補正を1億1,746万5,000円の減額とし、歳出総額を63億7,234万9,000円といたします。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、八戸地区住宅団地整備事業等について、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであります。

最後に、第3表、地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第21号令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険給付費等交付金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税を203万5,000円、県支出金を3万1,000円、諸収入を7万4,000円それぞれ追加し、繰入金を116万3,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

諸支出金を97万7,000円追加し、国民健康保険事業納付金は財源補正し、歳入歳出予算の総額を6億7,517万6,000円とするものであります。

次に、議案第22号令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、施設介護サービス給付費負担金及び介護報酬改定等に伴うシステム改修の追加等が主なもので、保険事業勘定のための補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を74万8,000円、国庫支出金を86万7,000円、支払基金交付金を105万3,000円、県支出金を71万4,000円それぞれ追加、繰入金を3,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を12万2,000円、保険給付費を490万円それぞれ追加、地域支援事業費を164万3,000円減額、諸支出金を1万1,000円追加、予備費を1万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億8,051万8,000円とするものであります。

次に、議案第23号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正の主なものは、光熱水費及び人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で267万6,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は、原水及び浄水費を200万円、総係費を67万6,000円それぞれ追加し、収益的収入及び支出の予算総額を1億1,560万8,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,091万5,000円を1,159万1,000円とするものであります。

次に、議案第24号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、制度改正に伴う人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で8万円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は、総係費を8万円追加し、収益的収入及び支出の予算総額を2,541万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費820万8,000円を828万8,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算5議案については、会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第24号までの5議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

_____・_____・_____

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時46分散会
